

電気通信紛争処理委員会運営規程新旧対照表

○電気通信紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）

（線部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>（指名の欠格）</p> <p>第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第五百五十四条第三項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項、第五百五十七条第二項、第五百五十七条の二第二項並びに第五百五十七条の三第二項、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の三十八第三項並びに放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第四百二十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定するあっせん委員又は事業法第五百五十五条第二項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項、第五百五十七条第四項、第五百五十七条の二第四項並びに第五百五十七条の三第四項、電波法第二十七条の三十八第五項並びに放送法第四百二十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。</p> <p>一 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。</p> <p>二 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。</p> <p>三 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（あっせんをしない場合等の通知）</p> <p>第四条 委員会は、事業法第五百五十四条第二項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項、第五百五十七條第二項、第五百五十七條の二第二項並びに第五百五十七條の三第二項、電波法第二十七條の三十八第三項並びに放送法第四百二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあっせんをしないものとしたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあっせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>（委員等に関する事実の開示）</p>	<p>（指名の欠格）</p> <p>第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五百五十四条第三項（法第五百五十六条第一項及び第二項、第五百五十七条第二項及び五百五十七條の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七條の三十八第三項並びに放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第四百二十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定するあっせん委員又は法第五百五十五条第二項（法第五百五十六条第一項及び第二項、第五百五十七条第四項及び五百五十七條の二第四項、電波法第二十七條の三十八第五項並びに放送法第四百二十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。</p> <p>一 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。</p> <p>二 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。</p> <p>三 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（あっせんをしない場合等の通知）</p> <p>第四条 委員会は、法第五百五十四条第二項（法第五百五十六条第一項及び第二項、第五百五十七條第二項及び第五百五十七條の二第二項、電波法第二十七條の三十八第三項並びに放送法第四百二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあっせんをしないものとしたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあっせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>（委員等に関する事実の開示）</p>

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、事業法第一百五十五条第三項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第四項、第五十七号の二第四項並びに第五十七号の三第四項、電波法第二十七条の三十八第五項並びに放送法第四百四十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に關し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

〔2 略〕

（仲裁判断）

第八条 仲裁判断には、次に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれに署名しなければならぬ。ただし、第四号及び第五号については、当事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次項に規定する場合においては、この限りでない。

- 一 当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 代理人があるときは、その氏名及び住所
- 三 主文
- 四 事実
- 五 理由
- 六 仲裁判断の年月日及び仲裁地

〔2 略〕

（諮問を要しない事項）

第九条 事業法第六十条ただし書に規定する委員会への諮問を要しない事項は、委員長が軽微な事項として個別に認定したものとす。

（聴聞の主宰者の推薦）

第十二条 事業法第六十一条第二項に規定する聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員長の指名により推薦する。

（議事録）

第十四条 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次に掲げる事項（文書その他の方法により、会議の議事を行った場合においては、第一号に掲げる事項のうち開催の場所並びに第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載する。

- 一 開催の年月日及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員及び特別委員の氏名
- 四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第一百五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第四項及び第五十七号の二第四項、電波法第二十七条の三十八第五項並びに放送法第四百四十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に關し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

〔2 同上〕

（仲裁判断）

第八条 仲裁判断には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれに署名しなければならぬ。ただし、第四号及び第五号については、当事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次項に規定する場合においては、この限りでない。

- 一 当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 代理人があるときは、その氏名及び住所
- 三 主文
- 四 事実
- 五 理由
- 六 仲裁判断の年月日及び仲裁地

〔2 同上〕

（諮問を要しない事項）

第九条 法第六十条ただし書に規定する委員会への諮問を要しない事項は、委員長が軽微な事項として個別に認定したものとす。

（聴聞の主宰者の推薦）

第十二条 法第六十一条第二項に規定する聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員長の指名により推薦する。

（議事録）

第十四条 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項（文書その他の方法により、会議の議事を行った場合においては、第一号に掲げる事項のうち開催の場所並びに第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載する。

- 一 開催の年月日及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員及び特別委員の氏名
- 四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名

<p>五 出席した関係職員の所属及び氏名</p> <p>六 議題</p> <p>七 調査審議の内容</p> <p>八 議決事項</p> <p>九 その他必要な事項</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(あつせん又は仲裁の手續に係る資料の非公開)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、あつせん若しくは仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営若しくは紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、同項の資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。</p> <p>(あつせん及び仲裁の手續に関して知ることができた事実の公表)</p> <p>第二十条 委員会は、あつせん又は仲裁の手續に関してあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次に掲げる事実を公表することができる。</p> <p>一 あつせん又は仲裁の申請の受理の年月日</p> <p>二 あつせん又は仲裁の手續の終結の年月日(手續を行わない場合には、手續を行わないことが確定した年月日)</p> <p>三 あつせん又は仲裁の手續に関する主な経過、当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称)、当事者の主な主張及び結果の概要</p> <p>2 前項第三号に掲げる事実の公表は、次に掲げる場合に限り行うことができるものとする。</p> <p>一 あつせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合</p> <p>二 前号に規定する場合のほか、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合</p> <p>3 第一項第三号に掲げる事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後の適当な時点に行うものとすることができる。</p>	<p>五 出席した関係職員の所属及び氏名</p> <p>六 議題</p> <p>七 調査審議の内容</p> <p>八 議決事項</p> <p>九 その他必要な事項</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(あつせん又は仲裁の手續に係る資料の非公開)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 前項の規定に関わらず、委員会は、あつせん又は仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。</p> <p>(あつせん及び仲裁の手續に関して知ることができた事実の公表)</p> <p>第二十条 委員会は、あつせん又は仲裁の手續に関してあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次の事実を公表することができる。</p> <p>一 あつせん又は仲裁の申請の受理の年月日</p> <p>二 あつせん又は仲裁の手續の終結の年月日(手續を行わない場合には、手續を行わないことが確定した年月日)</p> <p>三 あつせん又は仲裁の手續に関する主な経過、当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称)、当事者の主な主張及び結果の概要</p> <p>2 前項第三号の事実の公表は、次の場合に限り行うことができるものとする。</p> <p>一 あつせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合</p> <p>二 前号に規定する場合の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合</p> <p>3 第一項第三号の事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後の適当な時点に行うものとすることができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附 則</p> <p>この決定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第四十六号)の施行の日(令和八年五月二十七日)から施行する。</p>	